鉱業出願から鉱業実施に至るまでの流れ

出　　願

↓

審　　査

↓

鉱床調査（採掘出願のみ）

↓

・県知事等協議

一般公益及や他産業との調整を図ります（法24条）。

・設備設計書の徴収（必要に応じて）

協議で指摘された支障事項に対し、鉱害を防止する必要があると認めた場合、鉱業出願人は「鉱害を防止する方法」を記した設備設計書を提出しなければなりません（法26条）。

・実地調査（必要に応じて）

協議で指摘された支障事項等について、実地調査をする必要があると認めた場合、出願人立会のもと出願地における実地調査をすることになります（法138条）。

↓

許　　可

⇩

鉱　業　権　の　設　定　登　録　（鉱業権に関する登録通知）

⇩

施業案の認可申請（試掘権は届出）

具体的な事業実施方法や鉱害防止策を定めた鉱業実施の基本計画にあたる施業案の認可手続きが必要です。事前に、他法令（自然公園法、森林法など）の許認可手続きおよび土地所有者、地元との調整をすることとなります。

↓

施　業　案　認　可

↓

事務所設置届（事業着手届）

⇩

鉱　業　の　実　施